

## 都島放射線科クリニックにおける公的研究費の不正防止基本方針

平成 28 年 1 月 29 日

### (目的)

この基本方針は、公的機関から都島放射線科クリニックに配分される研究費について、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正分）に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を実施するために必要な事項を定めるものである。

### (責任体系の明確化)

1. 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その役割、責任の所在を明確化し、機関内外に周知・公表する。
2. 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を置く。
3. 各部局における競争的資金等の運営・管理について実施的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

### (ルールの明確化・統一化)

最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員等に分りやすい形で周知する。

### (職務権限の明確化)

最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。

### (関係者の意識向上)

コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、関係者の意識向上を図る。

### (告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)

最高管理責任者は、機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、不正に係る調査体制・手続きを明確にした規程等を定める。

(不正防止計画の実施)

最高管理責任者は、不正防止計画の推進を担当する者を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

(研究費の適正な運営・管理活動)

最高管理責任者は、不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行の管理を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながり得る問題が捉えられるよう、実効性のあるシステムを作り、管理する。

(情報発信・共有化の推進)

最高管理責任者は、競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。また、競争的資金等の不正への取り組みに関する方針を外部に公表する。

(監査・モニタリング)

最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理のため、監査制度を整備し、モニタリングを実施する。